

## 目次

はじめに

### I 検討の背景

- 1 社会環境の変化
- 2 新公立病院改革ガイドライン
- 3 埼玉県立病院の在り方検討委員会

### II 県立病院の現状

- 1 県立病院の概要と役割
- 2 県立病院の運営状況と今後の見通し

### III 県立病院の在り方の主な論点

### IV 各県立病院の課題と今後必要な取組

- 1 各県立病院の固有の課題
- 2 各県立病院に共通の課題
- 3 県立病院の課題の整理

### V 課題に対する考え方(論点1、論点2)

- 1 高齢化が進む中で県立病院の在り方として今後も専門病院のままでよいのか
- 2 多額の一般会計繰入金を入れても果たすべき県立病院の役割とは何か

### VI 望まれる経営形態(論点3)

- 1 経営全体の課題について
- 2 費用、人材の課題について
- 3 経営形態の変更に関し配慮すべき事項

おわりに

## 背景・現状

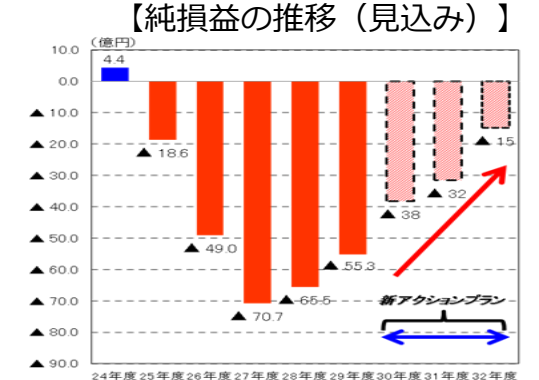
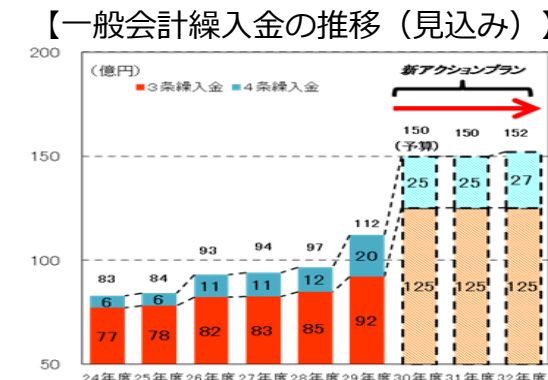
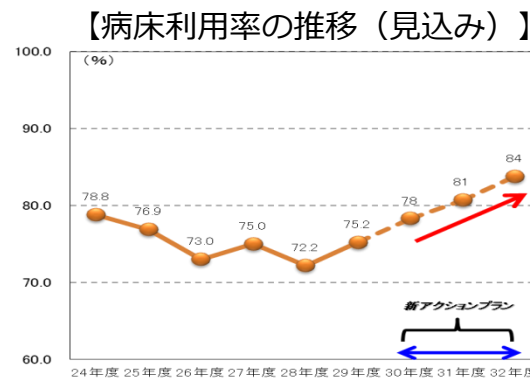
### 検討の背景

- 1 社会環境の変化
  - ・ 少子高齢化の急速な進展、高齢者への低侵襲の治療、医療の均てん化と集約化
- 2 新公立病院改革ガイドライン
  - ・ 「現行の形態で所期の効果が達成されない場合、更なる経営形態の見直しに向け直ちにに取り組むことが適当」

迅速かつ柔軟に医療環境の変化に対応するため「県立病院の在り方」を検討

### 県立病院の現状

- 1 県立病院の概要と役割
  - 一般会計から繰入れを受けた上で全県対象の高度専門医療と政策医療を実施
- 2 運営状況と今後の見通し
  - (1) 運営状況
    - ・ 病床利用率は小児新病院のフル稼働などにより改善傾向。外来患者数も増加。
  - (2) 収支状況
    - ・ 新病院等機能強化に伴う給与費、材料費等に増加により5期連続赤字
    - ・ 一般会計繰入金(3条分)は平成30年度当初予算で125億円まで増加
  - (3) 今後の見通し
    - ・ 目標病床利用率を全体で84%に設定。3か年で一般会計繰入金(3条分)は125億円で推移、純損失は15億円まで改善の見込み



## 論点

- 論点1 高齢化が進む中で県立病院の在り方として今後も専門病院のままでよいのか
- 論点2 多額の一般会計繰入金を入れても果たすべき県立病院の役割とは何か
- 論点3 県立病院の役割を果たしていく上で最適な経営形態は何か

# 「埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書(たたき台)」の骨子 (2/2)

## 論点1 高齢化が進む中で県立病院の在り方として今後も専門病院のままでよいのか

### 課題

- 高齢化に伴う疾病構造の変化に対応する必要があるが、合併症を持つ患者を診療可能な医師の確保が必要
  - ・がんセンターでの合併症を持つ潜在的な患者数を試算した結果、現状で50人/日台程度、2025年でも70人/日台程度が見込まれる。

### 委員会としての考え方

- 県立病院は今後も全県を対象とした高度専門医療を提供していくべき。
- がんセンターは高齢化に伴う合併症対策のための診療体制を確保すべき。

## 論点2 多額の一般会計繰入金を入れても果たすべき県立病院の役割とは何か

### 課題

- 新規患者数の伸び悩み、民間との競合関係の発生
  - ・循環器・呼吸器病センターの立地する県北地域では、脳卒中の救急患者の受け入れに課題がある。
  - ・肺、結腸、肝臓などの悪性腫瘍は均てん化が進んでいるが、希少がんなどは、がんセンターで数多く患者を受け入れている。

### 委員会としての考え方

- 循環器・呼吸器病センターは県北部地域の救急医療を支えるため、脳血管診療体制を強化すべき。
- がんセンターは均てん化されない希少がんについて全県的な受け入れをより一層進めるべき。
- 小児医療センター、精神医療センターは引き続き県内全域を対象に政策医療である小児、精神の高度専門医療の提供を図るべき。

## 論点3 県立病院の役割を果たしていく上で最適な経営形態は何か

### 課題

- 医師の確保が思うように進まず、新たな医療機能をフルに発揮できていない。
- 中期的な計画と実績の乖離が大きい。
  - ・現状、評価・改善などPDCAサイクルを十分に回せておらず、経営に関する意識を高める必要がある。
- 医師や特殊な資格を持つ職員、専門性を持った事務職員の確保などが困難。
  - ・十分な手当の支給や兼業を認めるなど人材確保の工夫が難しい
- 医療機器購入などコスト削減の工夫が困難。
  - ・保守点検まで含めた医療機器購入契約や医療機器保守点検の長期契約化などが地方自治法や条例上の制約から難しい。
- 仮に経営形態を変更する場合の課題
  - ・職員からの意見には、処遇面での不安などがある。
  - ・経営形態の変更は4病院一体か、病院単位かも課題
  - ・退職給付引当金の積み増しなどが必要であり、財務基盤が弱いままだと、診療面に影響を及ぼす可能性がある

### 委員会としての考え方

- 経営形態のいかんにかかわらず、県立病院は安定した経営のため、経常収支を均衡させるべき。
- 次のことから県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい。
  - ① 中期目標、中期計画の策定や事業実績の外部評価が法律で義務付けられており、PDCAサイクルをしっかりと回すことができる。
  - ② 地方公務員制度の枠に縛られることなく自由度の高い処遇により、医師や専門性の高い職員を確保することができる。また、採用手続も迅速である。
  - ③ 単年度主義によらない予算や契約により、コスト削減の工夫をすることができる。
- 経営形態を変更する場合は以下の事項に配慮が必要である。
  - ① 職員の意向について十分配慮することや県民からの意見を聞くべき。
  - ② 人材の活用の点からも4病院一体で地方独立行政法人化すべき。
  - ③ 財務基盤の強化を図るべき。